

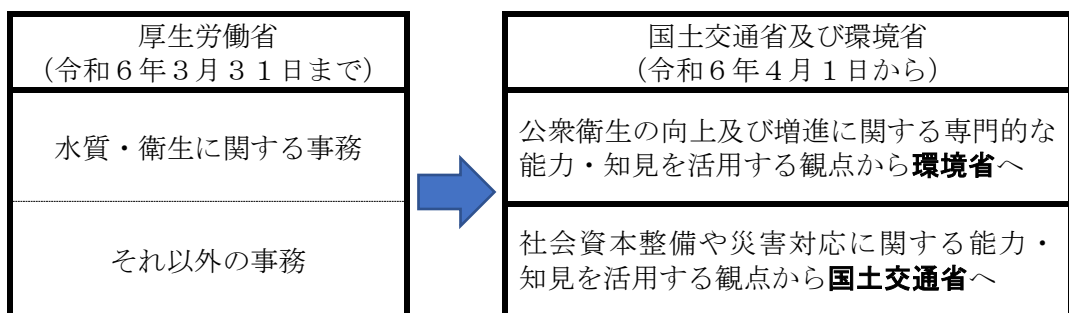
## 宇治市水道事業給水条例の一部改正について

### 1 条例改正の趣旨

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」及び「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の制定に伴い、「宇治市水道事業給水条例」について、所要の改正を行うものです。

### 2 法律等制定のポイント

- ① 所管省庁の移管（「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の制定〈令和5年5月26日公布 令和6年4月1日施行〉）



- ② 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直し（「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」の制定〈令和6年3月29日公布 令和6年4月1日施行、資格要件の見直しについては令和7年4月1日施行〉）

- 布設工事監督者の資格要件について、これまでは水道に関する実務経験を対象としていたが、下水道、道路、河川などに関する実務経験も含め可能となる。
- 水道技術管理者の資格要件について、建築業法施行令の土木施工管理者も含め可能となる。

### 3 条例改正の内容

法律等の制定に基づき、本条例に該当する箇所の改正を行うもの

- 第43条 布設工事監督者の資格要件の改正
- 第44条 水道技術管理者の資格要件の改正  
資格要件中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」へ

### 4 施行期日

所管省庁の移管に伴う改正は公布の日から、資格要件の改正は令和7年4月1日から施行。